

谷山第二地区 第22号

## 区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部

谷山都市計画事務所

〒891-0194 鹿児島市谷山中央四丁目4927番地

谷山支所3階

TEL 099-269-2111(谷山支所)

谷山第二地区係 TEL 099-269-8436(直通)

工事補償係 TEL 099-269-8437(直通)

谷山駅周辺整備係 TEL 099-269-8435(直通)

鹿児島都市計画事業谷山第二地区  
土地区画整理審議会委員が  
決まりました

『区画整理だより・平成十九年九月選挙特集号』でお知らせしました鹿児島都市計画事業谷山第一地区的所有権者及び宅地の借地権者ともに立候補者が、選挙すべき委員の数を超えませんでしたので投票は行わずに、以下の方々が新しい委員に当選されました。(平成十九年十一月十日公示)

任期は、平成十九年十一月十五日から平成二十四年十一月十四日です。

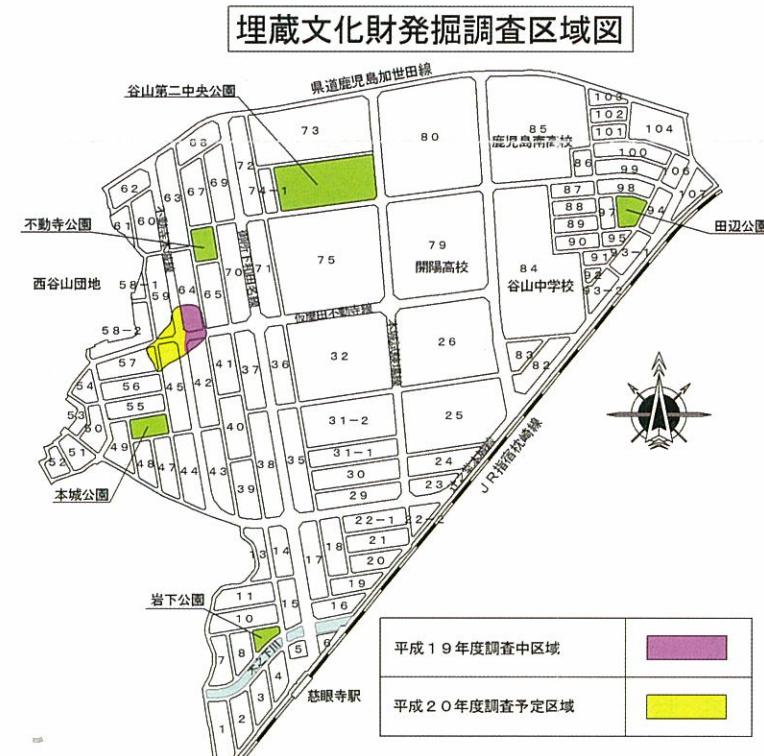
## 宅地の所有権者から選出された委員(届出順)

鳥越	一夫(再任)
出田	博之(再任)
上村	正則(再任)
橋口	康高(再任)
永里	勝巳(再任)
宮里	久實(再任)
本田	豊(再任)
濱田	義則(新任)

## 宅地の借地権者から選出された委員

平川 義信(再任)

なお、宅地の所有権者から選出された委員については、定数十二人に對し当選八人となつておりますが、谷山第二地区の施行条例に定められている欠員を超えないため補欠選挙は行いません。また、学識経験委員一人のうち一人につきましては、任期が平成二十年一月十五日までとなつておりますが、選挙によらず市長が選任することになります。



皆様方には何かとご迷惑をお掛けするかと思います。

不動寺遺跡は、鹿児島市でも事例数が少ない沖積地にある遺跡であり、遺跡の形成等も貴重な資料になると思われます。この調査は、残りの区域について平成二十年度も引き続き行う予定となつております。

これまでの調査によりますと、中世(十一世紀後半)のものと思われる掘立柱(ほったてばしら)建物構造や、縄文時代後期(約四千~三千年前)・縄文時代晚期(約三千年前)・弥生時代後期(約一千五百年前)・古代(約千五百年前)・中世(十一世紀後半)の土器や焼き物などの遺物が見つかっております。

## 埋蔵文化財の発掘調査について

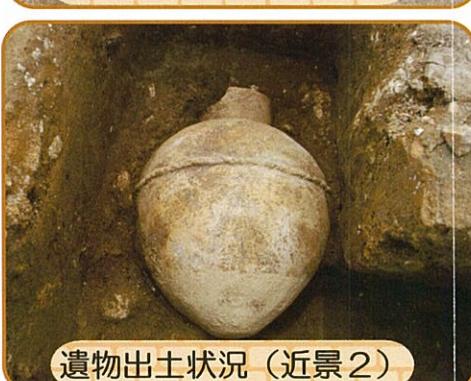
## 平成十九年度九月補正予算について

谷山第二地区土地区画整理事業の平成十九年度九月補正予算は、九千四百三十二万円増額し、二十四億二千七百八十一万二千円となり、主に建物移転補償費を増額しました。

## 【補正内容】

- 建物移転 当初 107棟 ↓ 112棟 (+15棟)
- 【平成二十年三月末の進捗見込み】
- 進捗率(事業費ベース) 約71%
- 償費を増額しました。
- 建物移転率 約65%

なお、今年度の工事については、御所下和田名線の一部や区画道路の一部などが完成しております。今後も引き続き工事を行ってまいります。皆様方には何かとご迷惑をお掛けしますが、今後もご理解とご協力を願っています。



## 共有名義の土地について

私道などの共有名義の土地を所有されている方については、持分に応じてそれぞれの所有者の方へ仮換地指定を行つておりますが、名義は共有名義のまま残ることになります。

共有名義を単有名義にするためには、次の二通りがあります。

- ① 共有者が従前地を分筆して、それぞれ単有名義にする方法
- ② 換地処分後、共有者がお互いの持分を放棄して、単有名義にする方法

なお、市では名義変更は行えません。

詳しく述べ、谷山都市計画事務所の『谷山第一地区係』にお問い合わせ下さい。

従前地の区画が明らかである場合  
仮換地指定を受けている土地の分筆登記について  
実測して分筆することができます。

従前地の区画が明らかでない場合  
仮換地指定を受けた土地については、法務省の通知により、分筆が可能です。ただし、地積更正を行う場合は、従前地の区画を実測して分筆することになります。

詳しく述べ、谷山都市計画事務所の『谷山第一地区係』にお問い合わせ下さい。

## 谷山地区連続立体交差事業などについて

谷山地区連続立体交差事業については、事業の実施（用地の買収、仮線敷設工事の着手）に向けて、また、谷山駅周辺地区土地区画整理事業については、事業計画の決定に向けて、取り組んでいます。

特に、谷山地区連続立体交差事業においては、適宜、工事説明会等を開催し、仮線や側道に係る用地の買収を行い、慈眼寺山切部のり面工事の着手と進めていく予定です。（下図参照）



事業について、お尋ねになりたい方は、谷山都市計画事務所の『谷山駅周辺整備係』にお問い合わせ下さい。

## 皆様へのお願い

- 登記名義人が変わったとき。  
(登記簿謄本の写しを添付してください)
- 住所を変更したとき。
- 借地権の申告をするとき。
- (他人名義の土地に建物などを所有する人)

● 土地区画整理事業の施行区域内での建築物及び工作物の新築のや増築・改築、土地の形質の変更、または移動の容易でない物件の設置・堆積を行うとき。

このような場合は、ただちに谷山都市計画事務所の『谷山第一地区係』に各申請書を届け出て下さい。  
なお、補償費（仮住居、営業、家賃減収等）の支払いを受けている方が、売買等により登記名義を変えた時点で、補償費の支払いは出来なくなりますので、事前に谷山都市計画事務所の『工事補償係』にご相談下さい。

## 谷山第一地区仮換地指定状況

